

○南城市個人情報保護条例

平成18年1月1日

条例第8号

改正 平成18年10月17日条例第170号

平成24年6月25日条例第18号

平成27年9月24日条例第20号

平成28年2月23日条例第8号

平成29年3月23日条例第6号

令和元年12月20日条例第41号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利（第13条—第32条の2）
- 第4章 救済の手続（第33条—第35条）
- 第5章 制度運営審議会（第36条）
- 第6章 受託者等の義務（第37条—第39条）
- 第7章 補則（第40条—第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護及び適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正、消去及び停止を請求する権利を保障することにより、個人の尊厳の維持と市民生活の安定を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

（平27条例20・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （2） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書に記録されているものをいう。ただし、特定個人情報以外の個人情報にあつては、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 保有個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 公文書 南城市情報公開条例（平成18年南城市条例第7号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (9) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。
- (10) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (11) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。

(平27条例20・平29条例6・令元条例41・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関しあらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することがないように努め、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が、南城市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明示して、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 他の実施機関から第10条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けるとき。

(5) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、前項第5号から第7号までの規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、適当と認めたときは、この限りでない。

(令元条例41・全改)

(個人情報の収集等の届出)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等に係る業務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するものを新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 業務の名称

(2) 業務の目的

(3) 業務を所掌する組織の名称

(4) 個人情報の対象者

(5) 個人情報の内容

(6) 個人情報の管理責任者

(7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨

(8) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務(以下「届出業務」という。)を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関が緊急かつやむを得ないと認めたときは、業務が開始され、又は廃止若しくは変更された日以後において市長に届け出ることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、規則の定めるところにより、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(電子計算組織の記録項目)

第8条 電子計算組織により処理する個人情報の記録項目については、規則で定めるものとする。

2 市長は、電子計算組織により処理する個人情報の記録項目を設定、追加又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第9条 実施機関は、届出業務に係る個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用の目的
- (3) 個人情報の内容
- (4) その他規則で定める事項

2 実施機関は、電子計算組織により処理する個人情報を収集するときは、当該個人情報が電子計算組織に記録される旨を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

- (1) 法令に特別の定めがある場合
- (2) 本人の同意がある場合
- (3) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報である場合
- (4) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受ける場合
- (5) 人の生命、身体、健康その他生活上の重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合
- (6) 国又は他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、届出業務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認める場合

4 実施機関は、前項第5号から第7号までの規定に該当して本人以外の者から個人情報を

収集したときは、その旨及び当該個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。
ただし、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。

5 法令等の規定により、本人が申請行為等を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(個人情報の保有の制限)

第9条の2 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(平27条例20・追加)

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用（以下この条において「目的外利用」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 目的外利用することについて法令等に定めがある場合

(2) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報である場合

(3) 人の生命、身体、健康その他の生活上の重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合

(4) 目的外利用することについて本人の同意がある場合

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が職務執行上特に必要があると認める場合

2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 外部提供することについて法令等に定めがある場合

(2) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報である場合

(3) 人の生命、身体、健康その他の生活上の重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合

(4) 外部提供することについて本人の同意がある場合

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が、あらかじめ審議会の意見を聴いて必要

があると認める場合

- 3 実施機関は、外部提供をするときは、個人情報の保護を図るため必要な条件を付さなければならない。
- 4 実施機関は、目的外利用又は外部提供をするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知するとともに、速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(平27条例20・一部改正)

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(平27条例20・追加・一部改正)

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、個人情報の管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、正確かつ最新のものとする。
 - (2) 保有個人情報の漏えい、滅失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

(平27条例20・一部改正)

(電子計算機の結合による提供の制限)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関の使用に係る電子計算機と国、他の地方公共団体その他公共的団体（以下この条及び第43条において「国等」という。）の使用に係る電子計算機を結合することによる保有個人情報の外部提供をしてはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 保有特定個人情報を除く保有個人情報については、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認められるとき。

2 前項各号のいずれかの規定により電子計算機を結合した場合において、実施機関は、保有個人情報の漏えい又は不適正な利用により、基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国等に対し、報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、基本的人権が侵害されると認めるときは、保有個人情報を保護するため、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、電子計算機の結合を切断する等その他の必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、報告を求めず、又は審議会の意見を聴かずに、保有個人情報を保護するため、電子計算機の結合を切断する等その他の必要な措置を講じることができる。この場合において、実施機関は、当該措置を講じた後、速やかに、その旨を審議会に報告しなければならない。

(平27条例20・一部改正)

第3章 個人情報の開示請求等の権利

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(平27条例20・一部改正)

(開示請求の手續)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（特定保有個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（平24条例18・平27条例20・一部改正）

（開示しないことができる保有個人情報）

第15条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に、次の各号に掲げる保有個人情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該自己情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等に定めがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定、指導、相談、選考等に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (3) 調査、交渉、争訟等に関する情報であつて、本人に開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (4) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

（平27条例20・一部改正）

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(平27条例20・一部改正)

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該全部を開示しないことと決定した保有個人情報が期間の経過により、第15条に規定する不開示情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(平27条例20・一部改正)

(開示決定等の期限)

第18条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内（特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内）にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(平27条例20・一部改正)

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画、写真その他これらに類するもの（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報 当該文書等の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
 - (2) 電子計算処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている保有個人情報 当該磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
 - (3) 録音テープ、録画テープ又はフィルム（以下「録音テープ等」という。）に記録されている保有個人情報 当該録音テープ等から再生装置により再生したものの当該保有個人情報に係る部分の視聴
 - (4) その他のものに記録されている保有個人情報 前3号に規定する方法に準じた方法
- 3 実施機関は、閲覧の方法による文書等の開示にあつては、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 4 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

（平27条例20・一部改正）

（開示請求及び開示の特例）

第20条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第18条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、開示の方法は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。

（平27条例20・一部改正）

（費用の負担）

第21条 第19条第2項に規定する文書等の閲覧又は録音テープ等の視聴に係る手数料は、無料とする。

- 2 第19条第2項及び第3項に規定する写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（訂正の請求）

第22条 何人も、第19条第1項又は他の法令等の規定により開示を受けた自己情報について、事実に関する誤りがあると思料するときは、当該実施機関に対し、その訂正を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（平27条例20・一部改正）

（訂正請求の手続）

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

（1） 訂正請求をする者の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）

（2） 訂正を求める箇所

（3） 訂正を求める内容

（4） 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを示す資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（平24条例18・一部改正）

（訂正請求に対する決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正するときは、その旨の決定をし、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、遅滞なく、その旨及び訂正の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る情報提供等記録を訂正するときは、その旨を決定し、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正した上、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨及び訂正の内容を書面により通知するものとする。

3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前3項の決定（以下「訂正決定等」という。）がなされるまでの間、訂正請求に係る保有個人情報の第10条第1項の規定による目的外利用若しくは同条第2項の規定による外部提供又は第10条の2第1項の規定による目的外利用（以下「目的外利用等」という。）を停止するよう努めなければならない。

（平27条例20・平29条例6・一部改正）

（訂正決定等の期限）

第25条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（消去の請求）

第26条 何人も、第19条第1項又は他の法令等の規定により開示を受けた自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料されるときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1） 第6条及び第9条第1項から第3項までの規定に違反して収集等をしたとき。

（2） 第10条第1項又は第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して自己情報の目的外利用をしたとき。

（3） 番号法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき。

（4） 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に特定個人情報である自己情報を記録したとき。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による消去の請求（以下「消去請求」という。）について準用する。

（平27条例20・平29条例6・一部改正）

(消去請求の手續)

第27条 消去請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「消去請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 消去請求をする者の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名)
- (2) 消去を求める箇所
- (3) 消去を求める理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、消去請求について準用する。

(平24条例18・平27条例20・一部改正)

(消去請求に対する決定等)

第28条 第24条及び第25条の規定は、消去請求に対する決定について準用する。

(平27条例20・一部改正)

(停止の請求)

第29条 何人も、第19条第1項又は他の法令等の規定により開示を受けた自己情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、当該実施機関に対し、その停止を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条及び第9条第1項から第3項までの規定に違反して収集等をしている、又はしようとしているとき。
- (2) 第10条第1項又は第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して自己情報の目的外利用をしている、又はしようとしているとき。
- (3) 第10条第2項又は番号法第19条の規定に違反して自己情報の外部提供をしている、又はしようとしているとき。
- (4) 番号法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管している、若しくはしようとしているとき。
- (5) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録している、又はしようとしているとき。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による停止の請求(以下「停止請求」という。)について準用する。

(平27条例20・平29条例6・一部改正)

(停止請求の手続)

第30条 停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 停止請求をする者の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）
- (2) 停止を求める個人情報
- (3) 停止を求める理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、停止請求について準用する。

(平24条例18・平27条例20・一部改正)

(停止請求に対する決定等)

第31条 実施機関は、停止請求に係る保有個人情報の目的外利用等を停止するときは、その旨の決定をし、当該停止請求をした者（以下「停止請求者」という。）に対し、遅滞なく、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、停止請求に係る保有個人情報の目的外利用等を停止しないときは、その旨を決定し、停止請求者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定（以下「停止決定等」という。）がなされるまでの間、停止請求に係る保有個人情報の目的外利用等を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

(平27条例20・一部改正)

(停止決定等の期限)

第32条 第25条の規定は、停止請求に対する決定について準用する。

(平27条例20・一部改正)

(情報提供等記録の適用除外)

第32条の2 情報提供等記録については、第26条から前条までの規定は適用しない。

(平27条例20・追加)

第4章 救済の手続

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第33条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第6

8号) 第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例8・全改)

(審査会への諮問)

第34条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南城市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者、消去請求をした者（以下「消去請求者」という。）及び停止請求者（開示請求者、訂正請求者、消去請求者及び停止請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(平27条例20・平28条例8・一部改正)

(審査会の調査権限)

第35条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示・訂正決定等に係る第19条第2項各号の保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示・訂正決定等に係る文書等に記録されている保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平27条例20・平28条例8・一部改正)

第5章 制度運営審議会

(審議会の職務)

第36条 審議会は、この条例による個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議するとともに、実施機関に対して建議することができる。

第6章 受託者等の義務

(受託者の義務)

第37条 実施機関の所掌する事務の処理の委託を受けた者又は南城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年南城市条例第54号)第6条の協定を締結した指定管理者(以下「受託者」という。)は、当該受託した事務又は当該協定を締結した事務の範囲内で個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託者及び当該事務処理に従事する者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その事務の委託が終了した後も、また同様とする。

(平18条例170・一部改正)

(補助団体等の義務)

第38条 市から補助金の交付を受けている法人その他の団体(以下「補助団体等」という。)が、この条例に規定する個人情報の収集等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いについて、実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。

(事業者に対する指導等)

第39条 市長は、事業者が個人情報の保護のための適切な措置を自主的に講ずることができるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

(令元条例41・全改)

第7章 補則

(個人情報の目録等の作成及び閲覧)

第40条 実施機関は、届出に係る保有個人情報の目録及び保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。

(平27条例20・一部改正)

(他の制度との調整)

第41条 この条例は、個人情報の閲覧、縦覧、写しの交付の手続が別に定められている場合は適用しない。

2 保有特定個人情報については、他の法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、市の施設において、市民の利用に供する目的をもって収集、整理又は保存している図書、図画等に記録されている保有個人情報の開示、訂正又は目的外利用等の停止については適用しない。

(平27条例20・一部改正)

(運用状況の公表)

第42条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(国等との協力)

第43条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第44条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適正かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適正かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(市長の助言等)

第45条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成12年佐敷町条例第34号）、知念村個人情報保護条例（平成14年知念村条例第11号）、玉城村個人情報保護条例（平成16年玉城村条例第9号）又は大里村個人情報保護条例（平成15年大里村条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月17日条例第170号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月25日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月24日条例第20号）

この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定（第10条の次に次の1条を加える改正規定中第10条の2第3項に係る部分を除く。） 番号法附則第1条第4号に規定する規定の施行の日
- (2) 第3条の規定 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日

附 則（平成28年2月23日条例第8号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

